

# 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)</p> <p>1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下第2において「災害復旧費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)、「介護保険法」(平成9年法律第123号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">大 分 類</th> <th style="width: 25%;">中 分 類</th> <th style="width: 25%;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑧ (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～⑧ (略)				<u>(削除)</u>				<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)</p> <p>1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下第2において「災害復旧費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)、「<u>児童福祉法</u>」(<u>昭和22年法律第164号</u>)、「<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>」(<u>平成18年法律第77号</u>)。以下「<u>認定こども園法</u>」という。)、 「介護保険法」(平成9年法律第123号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">大 分 類</th> <th style="width: 25%;">中 分 類</th> <th style="width: 25%;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑧ (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>⑨ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス)を行う事業者、第7条に規定する障害児入</u></td> <td><u>児童福祉施設</u></td> <td><u>障害児入所施設</u>  <u>児童発達支援センター</u></td> <td><u>福祉型障害児入所施設</u> <u>医療型障害児入所施設</u> <u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～⑧ (略)				<u>⑨ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス)を行う事業者、第7条に規定する障害児入</u>	<u>児童福祉施設</u>	<u>障害児入所施設</u>  <u>児童発達支援センター</u>	<u>福祉型障害児入所施設</u> <u>医療型障害児入所施設</u> <u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u>
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
①～⑧ (略)																									
<u>(削除)</u>																									
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
①～⑧ (略)																									
<u>⑨ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス)を行う事業者、第7条に規定する障害児入</u>	<u>児童福祉施設</u>	<u>障害児入所施設</u>  <u>児童発達支援センター</u>	<u>福祉型障害児入所施設</u> <u>医療型障害児入所施設</u> <u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u>																						

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				<u>所施設、児童発達支援センター及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」に基づく心身障害児総合通園センター</u>	<u>心身障害児総合通園センター</u>		
<u>(削除)</u>				<u>⑩ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所</u>	<u>居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所</u>		
<u>⑨ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</u>	日常生活支援住居施設			<u>⑪ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</u>	日常生活支援住居施設		
<u>⑩ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34</u>	<u>婦人相談所 一時保護施設 婦人保護施設</u>			<u>(新設)</u>			

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
<p><u>条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設（以下「婦人保護施設等」という。）</u></p>							
<p>⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>	その他施設			<p>⑫ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>	その他施設		
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区分	大分類	中分類	小分類	区分	大分類	中分類	小分類
<p>① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6</p>	老人福祉施設	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p>		<p>① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6</p>	老人福祉施設	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p>	<p><u>軽費老人ホーム（A型）</u></p> <p><u>軽費老人ホーム（B型）</u></p> <p><u>軽費老人ホーム（ケアハウス）</u></p> <p><u>都市型軽費老人</u></p>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
<p>年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護事業所、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第</p>	<p>軽費老人ホーム</p>	<p>老人福祉センター</p>	<p>軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援センター</p>	<p>年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福</p>	<p>軽費老人ホーム</p>	<p>老人福祉センター</p>	<p>ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援センター</p>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての <u>夜間対応型訪問介護事業所、平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保健局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護</u>	介護予防拠点  地域包括支援センター  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  看護小規模多機能型居宅介護事業所			祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての <u>夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、</u> 介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅	介護予防拠点  地域包括支援センター  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  看護小規模多機能型居宅介護事業所		

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）				介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）			
②略				② 略			
<u>(削除)</u>				<u>(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</u>			
<u>(削除)</u>				<u>区 分</u>	<u>大 分 類</u>	<u>中 分 類</u>	<u>小 分 類</u>
<u>(削除)</u>				① <u>売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第34条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護す</u>	<u>婦人相談所</u> <u>一時保護施設</u> <u>婦人保護施設</u>		



社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				<p>に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号</p>	<p>の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。）                  特例保育施設                  利用者支援事業所                  産後ケア事業を行う施設                  子育て支援のための拠点施設</p>		

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後					改正前				
					<p><u>に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）</u>、  <u>同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）による改正後の母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「改正母子保健法」という。）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設（以下「助産施設等」という。）</u>  <u>）</u></p>				

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
<u>(削除)</u>				③ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」に基づく母子・父子福祉施設</u>	<u>母子・父子福祉施設</u>	<u>母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム</u>	
<u>(削除)</u>				④ <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に基づく母子健康包括支援センター(旧母子保健法第22条第1項に基づく母子健康センターとして平成29年3月31日以前に設置された施設であり、かつ旧同法22条第2項に規定していた機能を維持している施設に限る。)</u>	<u>母子健康包括支援センター</u>		
<u>(削除)</u>							

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				<p>⑤ <u>上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</u></p> <p>その他施設</p>			
<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>				<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>			
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(5) (略)				(1)～(5) (略)			
<u>(削除)</u>				<p>(6) <u>児童福祉施設等</u></p> <p><u>ア 障害児入所施設 (中分類)</u></p> <p><u>イ 児童発達支援センター (中分類)</u></p> <p><u>ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサ</u></p>	<p><u>児童福祉法第35条第2項</u></p> <p><u>児童福祉法第35条第2項</u></p> <p><u>児童福祉法第34条の3第1項</u></p>	<p><u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</u></p> <p><u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</u></p> <p><u>都道府県又は指定都市、中核市若しく</u></p>	<p><u>1/2</u></p> <p><u>1/2</u></p> <p><u>1/2</u></p>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				<u>ービス事業所（中分類）</u>		<u>は児童相談所設置市</u>	
				<u>エ 心身障害児総合通園センター</u>	<u>児童福祉法第35条第2項又は第3項及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市若しくはおおむね人口20万人以上の市</u>	<u>1/2</u>
<u>(削除)</u>							
(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
(7) 婦人保護施設等	売春防止法第34条第1項、第2項及び第5項	都道府県又は指定都市	1/2				
ア 婦人相談所及び一時保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1/2	(8) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
イ 婦人保護施設				<u>(新設)</u>			
(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで				
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							
①施設の種別	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率				
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	(9) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	③ 国庫補助率
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	(1) 老人福祉施設等			
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
<u>エ 軽費老人ホーム(ケアハウス)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
<u>オ 都市型軽費老人ホーム</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
<u>カ 軽費老人ホーム(A型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	<u>エ 軽費老人ホーム(A型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
<u>キ 軽費老人ホーム(B型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2	<u>オ 軽費老人ホーム(B型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
<u>ク 老人福祉センター(特A型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3	<u>カ 軽費老人ホーム(ケアハウス)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
<u>ケ 老人福祉センター(A型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3	<u>キ 都市型軽費老人ホーム</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
コ～ト (略)				<u>ク 老人福祉センター(A型)</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3
ナ 介護予防拠点				<u>ケ 老人福祉センター</u>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
ニ～ネ (略)	<u>平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保健局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」</u>	指定都市又は中核市	1/2	<u>ター (特A型)</u> コ～ト (略) ナ 介護予防拠点	老人福祉法第15条第1項  <u>平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」</u>	都道府県又は指定都市若しくは中核市  指定都市若しくは中核市	1/3  1/2
(2) 略				ニ～ネ (略)			
<u>(削除)</u>				<u>(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</u>			
<u>(削除)</u>				<u>①施設の種類の</u>	<u>②設置根拠等</u>	<u>③設置者</u>	<u>④国庫補助率</u>
<u>(削除)</u>				<u>(1) 婦人保護施設等</u>	<u>売春防止法第34条第1項、第2項及び第5項</u>	<u>都道府県又は指定都市</u>	<u>1/2</u>
<u>(削除)</u>				<u>ア 婦人相談所及</u>	<u>売春防止法第36</u>	<u>都道府県</u>	<u>1/2</u>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				<u>び一時保護施設</u>	<u>条</u>		
				<u>イ 婦人保護施設</u>			
				<u>(2) 助産施設等</u>	<u>児童福祉法第35条第2項、認定こども園法第12条</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。）若しくは児童相談所設置市（幼保連携型認定こども園は除く。）</u>	<u>1/2</u>
				<u>イ 児童厚生施設</u>	<u>児童福祉法第35条第2項</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市</u>	<u>1/3</u>
				<u>ウ 児童相談所及び一時保護施設</u>	<u>児童福祉法第12条又は第12条の4</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市</u>	<u>1/2</u>
				<u>エ 職員養成施設</u>			
				<u>オ 児童自立生活援助事業所</u>	<u>児童福祉法第35条第10項</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</u>	<u>1/2</u>
				<u>カ 地域子育て支援拠点事業所</u>	<u>児童福祉法第6条の3第1項</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市</u>	<u>1/2</u>
				<u>キ 一時預かり事</u>	<u>児童福祉法第34</u>	<u>指定都市又は中核市</u>	

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後				改正前			
				業所	条の11第1項		<u>1/2</u>
				一		指定都市又は中核市	
				ケ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第7項		<u>1/2</u>
					児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	
				ケ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所		指定都市又は中核市	<u>1/2</u>
				一			
				コ 幼稚園型認定こども園	児童福祉法第34条の15第1項		<u>1/2</u>
				一		都道府県又は指定都市若しくは中核市	
					学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条(認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。)		<u>1/2</u>
				サ 特例保育施設			
				シ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市	
				ス 産後ケア事業を行う施設	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市又は中核市	<u>1/2</u>
				一			
				セ 子育て支援のための拠点施設	改正母子保健法第17条の2		<u>1/2</u>
					平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の	指定都市又は中核市	<u>1/2</u>
<u>(削除)</u>							

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
								<u>設置について</u>				<u>1 / 2</u>	
							<u>(3) 母子・父子福祉センター</u>	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>			<u>1 / 3</u>	
<u>(削除)</u>													
<u>(削除)</u>							<u>(4) 母子・父子休養ホーム</u>	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>			<u>1 / 3</u>	
<u>(削除)</u>							<u>(5) その他施設</u>	<u>別途厚生労働大臣が定める基準等</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>			<u>1 / 3 から 1 / 2 まで</u>	
<p>4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。                  次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。                  ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>							<p>4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。                  次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。                  ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>						
①施設の 種類	②設置根 拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補 助率	①施設の 種類	②設置根 拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補 助率
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
(4) 障害者支援施設等 ア(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第3項又は第4項	(ア) 市町村  (イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4  3/4	2/3  2/3	(4) 障害者支援施設等 ア(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第3項又は第4項	(ア) 市町村  (イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、 <u>医療法人</u> 、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4  3/4	2/3  2/3

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>							<u>(6) 児童福祉施設等</u> <u>ア 障害児入所施設(中分類)</u>	<u>児童福祉法第35条第3項又は第4項</u>	<u>(7) 市町村</u> <u>(イ) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人</u>	<u>予算措置</u> <u>児童福祉法第56条の2第1項</u>	<u>都道府県</u> <u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</u>	<u>3/4</u> <u>3/4</u>	<u>2/3</u> <u>2/3</u>
							<u>イ 児童発達支援センター(中分類)</u>	<u>児童福祉法第35条第3項又は第4項</u>	<u>(7) 市町村</u> <u>(イ) 社会福祉法人等</u>	<u>予算措置</u> <u>児童福祉法第56条の2第1項</u>	<u>都道府県</u> <u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</u>	<u>3/4</u> <u>3/4</u>	<u>2/3</u> <u>2/3</u>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
							<u>ウ 児童 発達支 援事業 所及び 放課後 等デイ サービス 事業 所(中分 類)</u>	児童福祉 法第34 条の3第 2項	(7) 市町 村  (イ) 社会 福祉法 人等	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	<u>3/4</u>  <u>3/4</u>	<u>2/3</u>  <u>2/3</u>
<u>(削除)</u>							<u>(7) 居宅 訪問型 児童発 達支援 事業所、 保育所 等訪問 支援事 業所及 び障害 児相談 支援事 業所</u>	児童福祉 法第34 条の3第 2項	(7) 市町 村  (イ) 社会 福祉法 人等	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	<u>3/4</u>  <u>3/4</u>	<u>2/3</u>  <u>2/3</u>
(6) 日 常 生活支援 住居施設	生活保護 法第30条	社会福祉 法人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3	(8) 日 常 生活支援 住居施設	生活保護 法第30条	社会福祉 法人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
<u>(7) 婦人 保護施設</u>	<u>売春防止 法第36 条</u>	<u>社会福祉 法人</u>	<u>売春防止 法第39 条</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	<u>(新設)</u>						
(8) その 他施設		(7) 市町 村  (イ) 社会 福祉法人 又は日本 赤十字社	予算措置 等  予算措置 等	都道府県  都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで	(9) その 他施設		(7) 市町 村  (イ) 社会 福祉法 人又は 日本赤 十字社	予算措置 等  予算措置 等	都道府県  都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
							イ（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等							(1) 老人福祉施設等						
ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等（法	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
			老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前								
イ老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	人の種別は問わない。社会福祉法人を除く。以下「民間法人」という。） （ただし、認知症対応型デイサービスセンターに限る。）													
		(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	イ老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3		
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3		
(ウ) 民間法人（ただし、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応す	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	(ウ) 民間法人（ただし、虐待のほか、要介	予算措置			都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前								
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	るための緊急ショートステイに限る。)	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。)	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	(イ) 社会福祉法人			老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3		
	<u>エ 軽費老人ホーム(ケアハウス)</u>	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	<u>エ 軽費老人ホーム(A型)</u>	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3									
								<u>オ 軽費</u>	老人福祉	(ア) 市町村	老人福祉	都道府県	3/4	2/3	

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
<u>カ</u> 都市型 <u>軽費老人</u> <u>ホーム</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3	<u>老人ホーム</u> <u>(B型)</u>	法第15 条第5項	村	法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(イ) 社会 福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3							
		(ウ) 民間 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3							
<u>カ</u> 軽費 <u>老人ホーム</u> <u>(A型)</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3	<u>カ</u> 軽費 <u>老人ホーム</u> <u>(ケア</u> <u>ハウス)</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会 福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(イ) 社会 福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
<u>キ</u> 軽費 <u>老人ホーム</u> <u>(B型)</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3	<u>キ</u> 都市 <u>型軽費老</u> <u>人ホーム</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会 福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(ウ) 民間 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
<u>キ</u> 軽費 <u>老人ホーム</u> <u>(B型)</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3	<u>キ</u> 都市 <u>型軽費老</u> <u>人ホーム</u>	老人福祉 法第15 条第5項	(7) 市町 村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会 福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(イ) 社会 福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
<u>ク 老人福祉センター（特A型）</u>	老人福祉法第15条第5項	福祉法人	条第2項	都市若しくは中核市			<u>ク 老人福祉センター（A型）</u>	老人福祉法第15条第5項	(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3			(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2
<u>ケ 老人福祉センター（A型）</u>	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	<u>ケ 老人福祉センター（特A型）</u>	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2
コ～チ (略)							コ～チ (略)						
<u>ツ 訪問看護事業所</u>	介護保険法第70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	<u>1/3</u>	<u>10/10</u>	<u>ツ 訪問看護ステーション</u>	介護保険法第70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	<u>二</u>	<u>1/3</u>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後						改正前							
テ (略)		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>1/3</u>	<u>10/10</u>	テ (略)		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	=	<u>1/3</u>
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>1/3</u>	<u>10/10</u>			(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	=	<u>1/3</u>
		(エ) 非営利法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>1/3</u>	<u>10/10</u>			(エ) 非営利法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	=	<u>1/3</u>
	ト <u>夜間 対応型訪問介護事業所</u>	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	ト <u>夜間 対応型訪問介護ステーション</u>	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定 都市若し	3/4	2/3

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
ナ 介護予 防拠点	平成26 年9月1 2日医政 発091 2第5号 厚生労働 省医政局 長、老発 0912 第1号厚 生労働省 老健局 長、保発 0912 第2号厚 生労働省 保健局長 通知「医 療介護提 供体制改 革推進交 付金、地 域医療対 策支援臨 時特例交 付金及び 地域介護 対策支援 臨時特例 交付金の	(ウ) 民間 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3	ナ 介護予 防拠点	平成18 年5月2 9日老発 第052 9001 号厚生労働 省老健 局長通知 「地域介 護・福祉 空間整備 等交付金 及び地域 介護・福 祉空間推 進交付金 の実施に ついて」	(ウ) 民間 法人	予算措置	くは中核 市	3/4	2/3
		(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3			(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会 福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核	3/4	2/3			(イ) 社会 福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ア) 市町村	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(ウ) 民間 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都 市若しく は中核市	3/4	2/3
		(イ) 社会 福祉法人											

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前						
コ(略)	<u>運営について</u>						コ(略)						
ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		<u>(ウ)</u> 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			<u>(イ)</u> 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ネ(略)							ネ(略)						
(2)略							(2)略						
<u>(削除)</u>							<u>ウ(項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</u>						
<u>(削除)</u>							<u>①施設の種類</u>	<u>②設置根拠等</u>	<u>③設置者</u>	<u>④補助根拠等</u>	<u>⑤補助者</u>	<u>⑥補助率</u>	<u>⑦国庫補助率</u>
<u>(削除)</u>							<u>(1) 婦人保護施設</u>	<u>売春防止法第36条</u>	<u>社会福祉法人</u>	<u>売春防止法第39条</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
<u>(削除)</u>							<u>(2) 助産施設等</u>	<u>児童福祉法第35条第3項又は第4項</u>	<u>(ア) 中核市(助産施設及び母子生活支援施設)</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前							
							<u>養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター</u>		<u>を</u> <u>除く。</u> <u>)</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>市町村</u> <u>(指定都市又は中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。ただし、本表(2)のアの(ア)、イの(ア)、カの(ア)及びクの(ア)については児童相談所設置市を除く。</u>		<u>児童福祉法第56条の2第1項</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市(助産施設及び母子生活支援施設に限る。)</u> <u>若しくは児童相談所設置市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前							
									<u>財団法人</u>					
							<u>イ 保育所</u>	<u>児童福祉法第35条第3項又は第4項</u>	<u>(7) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
									<u>(1) 児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
							<u>ウ 幼保連携型認定こども園</u>	<u>認定こども園法第12条</u>	<u>(7) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
									<u>(1) 認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受けた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
							<u>エ 児童厚生施設</u>	<u>児童福祉法第35条第3項又は第4</u>	<u>(7) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>2/3</u>	<u>1/2</u>	

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前							
								項	(イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>	<u>1/2</u>	
							オ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	市町村	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
							カ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	(7) 中核市又は市町村	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
									(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
								児童福祉法第34条の11第1項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	
							キ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	(7) 市町村	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	





社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前								
							ス利用者 支援事 業所		(ア) 市 町村					3/4	2/3
								(イ) 子 ども・子 育て支 援法第 59条 第1号 に基づ く利用 者支援 事業を 実施す る法人 (社会 福祉法 人等)		都道府県			3/4	2/3	
							改正母子 保健法第 17条の2			予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市				
										予算措置	都道府県				
										予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市				
							セ産後 ケア事 業を行 う施設	平成11 年1月7 日児発第 14号厚 生省児童 家庭局長 通知「子 育て支援 のための 拠点施設 の設置に ついて」	(ア) 市 町村				3/4	2/3	
									(イ) 社 会福祉 法人等				3/4	2/3	
									(ア) 市町 村						
							リ子育て 支援の ための 拠点 施設		(イ) 社 会福祉 法人又 は公益 社団法人、公益				3/4	2/3	
													3/4	2/3	

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前								
									財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人(放課後児童クラブに限る。)						
(削除)							(3)母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	(7) 市町村  (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>  <u>2/3</u>	<u>1/2</u>  <u>1/2</u>		
(削除)							(4)母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月3	(7) 市町村  (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>  <u>2/3</u>	<u>1/2</u>  <u>1/2</u>		

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後							改正前							
								0日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人					
(削除)							(5) 母子健康包括支援センター	母子保健法第22条	指定都市又は中核市若しくは市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2	
(削除)							(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(ア) 市町村 (イ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置等 予算措置等	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から3/4まで 2/3から3/4まで	1/2から2/3まで 1/2から2/3まで	
5 (略)							5 (略)							
(交付額の算定方法)							(交付額の算定方法)							
6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。							6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。							
(1) (略)							(1) (略)							
(2) (略)							(2) (略)							
(国の財政上の特別措置)							(国の財政上の特別措置)							
(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。							(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。							
(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるの							(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄							

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後					改正前				
は「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。					に定める国庫補助率」とし、(2)のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。				
区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ①	直接補助の 事業の場合	間接補助事業の場合		区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ①	直接補助の 事業の場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助率 ③	県補助率 ④	国庫補助率 ⑤			国庫補助率 ③	県補助率 ④	国庫補助率 ⑤
ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・宿所提供施設</li> <li>・補装具製作施設</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設(中分類)</li> </ul> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)</li> <li>・障害者支援施設</li> </ul>	2/3	2/3	4/5	ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・宿所提供施設</li> <li>・補装具製作施設</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設(中分類)</li> <li>・乳児院</li> <li>・障害児入所施設(主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。)</li> <li>・障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)</li> <li>・障害者支援施設</li> </ul>	2/3	2/3	4/5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授産施設</li> <li>・老人デイサービスセンター(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。)</li> <li>・老人短期入所施設(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。)</li> </ul>	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75		<ul style="list-style-type: none"> <li>・授産施設</li> <li>・老人デイサービスセンター(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。)</li> <li>・老人短期入所施設(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。)</li> </ul>	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後					改正前					
	る。以下この表において同じ。) ・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。) ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>					置されるものに限る。以下この表において同じ。) ・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。) ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・小規模保育事業所				
	<u>(削除)</u>				・障害児入所施設（主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。）	<u>8/10</u>	<u>9/10</u>	<u>8/9</u>		
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・在宅介護支援センター ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	5.5/10	4/5	5.5/8	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・在宅介護支援センター ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム	5.5/10	4/5	5.5/8		

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後					改正前				
合	<u>(削除)</u>				事業として行う場合	・軽費老人ホーム ・ <u>児童福祉施設</u>			
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)	2/3	5/6	4/5	ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・ <u>乳児院</u> ・ <u>障害児入所施設(中分類)</u> ・ <u>児童心理治療施設</u> ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)	2/3	5/6	4/5
エ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・障害者支援施設(生活介護及び自立訓練を行うものに限る。)	2/3	5/6	4/5	エ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・ <u>乳児院</u> ・ <u>障害児入所施設(中分類)</u> ・ <u>児童心理治療施設</u> ・障害者支援施設(生活介護及び自立訓練を行うものに限る。)	2/3	5/6	4/5
<u>(削除)</u>					オ <u>離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく事業として行う場合</u>	・保育所 ・ <u>幼保連携型認定こども園(地方公共団体が設置するもの)</u>	<u>1/2から5.5/10まで</u>	<u>3/4から4/5まで</u>	<u>2/3から5.5/8まで</u>
<u>(削除)</u>					カ <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15</u>	・保育所 ・ <u>幼保連携型認定こども園</u>			

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後					改正前				
					号) 第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	・幼稚園型認定こども園 ・小規模保育事業所 (地方公共団体が設置するもの)  (地方公共団体以外の者が設置するもの)	1/2 から 5.5/10 まで	3/4 から 4/5 まで  11/12	2/3 から 5.5/8 まで 8/11
<u>(削除)</u>					キ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業として行う場合	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・小規模保育事業所 (地方公共団体が設置するもの)  (地方公共団体以外の者が設置するもの)	1/2 から 5.5/10 まで	3/4 から 4/5 まで  11/12	2/3 から 5.5/8 まで 8/11
<u>(削除)</u>					ク 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として行う場合	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 (地方公共団体が設置するもの)	5.5/10	4/5	5.5/8
<u>(削除)</u>					ケ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・小規模保育事業所	5.5/10	4/5	5.5/8

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後					改正前				
					<p>条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。)</p>				
<p>7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、<u>速やかに</u>当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>（イ）建物の設置場所の変更</p> <p>（ウ）入所定員又は利用定員</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>速やかに</u>地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ～コ（略）</p> <p>サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>シ（略）</p> <p>ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市の長」と、「国庫」とある</p>					<p>7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>（イ）建物の設置場所の変更</p> <p>（ウ）入所定員又は利用定員</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ～コ（略）</p> <p>サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市 <u>若しくは児童相談所設置市</u>が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>シ（略）</p> <p>ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市 <u>若しくは児童相談所設置市</u>が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局</p>				

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後	改正前
<p>のは「都道府県」又は「指定都市、中核市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>ソ～タ（略）</p> <p>8～10（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市<u>若しくは児童相談所設置市の長</u>」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市<u>若しくは児童相談所設置市</u>」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市<u>若しくは児童相談所設置市</u>の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>ソ～タ（略）</p> <p>8～10（略）</p> <p>別表（略）</p>

別紙1

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別別紙（1）のとおり
- 3 申請内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本



別紙2

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙(1)のとおり
- 2 施設の種別別紙(1)のとおり
- 3 申請額内訳別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市)へ提出された事業計画書副本  
(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙2

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙(1)のとおり
- 2 施設の種別等別紙(1)のとおり
- 3 申請額内訳別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業計画書副本(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本





別紙3

直接補助の場合

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙3

直接補助の場合

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本



別紙3別紙①

別紙①

各 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長

番 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円

別紙3別紙①

別紙①

番 年 月 日

各 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
**児童相談所設置市長**

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円

別紙 4

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市）へ提出された事業実績報告書副本  
（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 4

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本





別紙5

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内別紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事業実績報告別紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙5

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内別紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事業実績報告書別紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙6

間接補助の場合

番 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内別紙（2）のとおり（別紙4の別紙（2）の様式を準用）
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市）へ提出された事業実績報告書副本  
（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙6

間接補助の場合

番 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内別紙（2）のとおり（別紙4の別紙（2）の様式を準用）
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

令和 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

歳出予算科目	交付決定の額 円	補助率	歳入		歳出						備考		
			科目	予算現額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌年度繰越額 円		うち国庫補助金相当額 円	
													収入済額 円
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 介護保険制度運営推進 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													

《作成要領》

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもって附記すること。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

令和 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

歳出予算科目	交付決定の額 円	補助率	歳入		歳出						備考		
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円		翌年度繰越額 円	うち国庫補助金相当額 円
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													

《作成要領》

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合に公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもって附記すること。

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類の及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
③の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
**災害相談所設置市の長**

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類の及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
③の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

番 年 月 号 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
殿

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費用国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

番 年 月 号 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児童相談所設置市の長  
殿

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費用国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）



